

社会資本整備審議会建築分科会

第9回官公庁施設部会

平成22年8月19日

【事務局】 どうもお待たせいたしました。4時の定刻となりましたので、社会資本整備審議会建築分科会、官公庁施設部会を始めさせていただきます。

本日は、委員の先生方にはご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます、大臣官房官庁営繕部管理課長の〇〇でございます。よろしくお願いたします。

現時点で、委員の先生方、7名の方にご出席いただいております。定足数を満たしておりますので、社会資本整備審議会令9条により、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

まず、開会に当たりまして、〇〇官庁営繕部長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 ただいまご紹介にあずかりました、この8月から官庁営繕部長を務めさせていただきます、〇〇でございます。

本日はご多忙の中、社整審建築分科会、官公庁施設部会にご出席賜り、まことにありがとうございます。この部会におかれましては、平成20年、今後の震が関地区の整備・活用のあり方につきましてご審議をいただきまして、同年7月、整備計画として策定させていただきました。改めて御礼申し上げます。

本日は、本来であれば政務三役が出席いたしまして、直接ご意見を承るべきところでございますけれども、公務のため出席できませんことをおわび申し上げます。

国土交通省におきましては、平成10年、これまでの公共事業の進め方と申しますか、長期にわたって公共事業が続けられていると、いろいろご意見もあるというところも受けまして、再評価及びそれに伴う新規採択時評価というものを、公共事業を統一的に評価していこうということで制度をつくったところでございます。平成15年に、完成後の評価として、事後評価も含めて、一つのシステムとして作り上げたところでございますが、このシステムそのものは、再評価及び事後評価につきましては有識者等を含めた第三者にご評価をいただくというようなシステムになっていたところでございます。

ちなみに、私ども官庁営繕事業につきましては、公共事業とはちょっと性格が違うとい

う部分はあるのでございますけれども、同じ投資的な経費を使用して事業を進めている関係もありまして、公共事業と同様に、新規採択時評価、再評価、事後評価といった3つの評価を組み合わせた事業評価システムという中で、動かしてきたところでございます。

ただ、今般、再評価及び事後評価については、有識者等の第三者のご意見を承っていたところでございますけれども、新規採択時評価につきましては、基本的には内部で仕事をさせていただいていたところです。これを、より透明性と申しますか、客観性を高めるといふことで、新規採択時評価についても有識者等の第三者のご意見を承ろうといふことで、今年度以降、概算要求に当たりまして、新規事業採択の内容につきましてご意見を承るといふことで、今年7月に国土交通大臣から社会資本整備審議会に、新規採択時評価のご意見を承りたいと諮問をさせていただいたところです。

これを受けまして、私ども官庁営繕部の事業における、平成23年度の新規事業採択時評価につきましては、官公庁施設部会においてご審議をいただきたいと諮問がされてございます。このため、本日新たに、事業評価の審議を行うために、小委員会の設置をお願いするとともに、昨今の状況の中で、最近の官庁営繕事業の施策につきまして、簡単ではありませんけれども、ご紹介をさせていただきたいと考えてございます。そういった趣旨でございまして、委員の皆様方の忌憚のないご意見をお願いできればと思っております。

最後でございまして、皆様方におかれましては、公共事業の効率性、その実施過程の透明性の一層の向上という趣旨を踏まえまして、積極的にご発言いただけることをお願いいたしまして、簡単でございまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。お手元の部会の資料は資料1から4でして、右側に資料1、資料2、資料3で、資料4は横長の資料ですが、配らせていただいております。ございますでしょうか。

本日は、また、お手元の右手に、1枚の封筒の上についた紙で、社会資本整備審議会及び交通政策審議会の運営改善に関する意見提案等についてお願いという紙を配付させていただいております。これは、この審議会がその役割をより一層果たすことができるように、委員の先生方のご意見、ご提案をお伺いしようというものでございまして、総会を含めてすべての審議の機会に、このアンケートを配付させていただいております。後ほどご記入をいただき、お手元に配らせていただきました封筒でご返送いただければと存じます。

なお、議事終了までにご記入いただいた場合には、終了後に回収させていただきますの

で、お手元の封筒に入れて封をしていただき、机の上に置いたままお帰りいただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入るわけでございますが、現在、部会長が決定されておりませんので、部会長をお決めいただくまでの間は、とりあえず私が議事の進行を務めさせていただきます。

当部会の委員の変更がございましたので、改めて、従来からの委員の先生方と新たな委員の先生方をそれぞれご紹介させていただきます。

(委員紹介)

【事務局】 なお、〇〇委員、〇〇委員は、本日はご欠席でございます。

以上、11人の委員でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、事務方を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

【事務局】 前部会長の〇〇先生が、実は平成21年12月20日付で社会資本整備審議会を退任しておられますので、新たに部会長の互選をお願いしたいと存じます。

社会資本整備審議会令7条4項によりますと、部会長は委員の互選ということでございますが、どなたかご推薦ございますでしょうか。お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇委員にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 ただいま〇〇委員より、〇〇委員にお願いしてはどうかというご発言がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、皆様ご異議がないようでございますので、〇〇委員に部会長をお願いしたいと存じます。恐縮ですが、部会長席にお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。

【部会長】 ただいまご指名をいただきました、〇〇でございます。私はどちらかというと建築ですけれども、建築の中の耐震構造という、比較的ハードウェアでございまして、今回このような官公庁施設の事業評価ということでございますので、ぜひ皆様方から忌憚のないご意見をいただいて、これは法定審議会の下部組織だと思いますけれども、役目を果たしていただきたいと思います。ぜひ皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

【部会長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

いと思います。

3でございます。まず最初に、部会長代理の指名でございますが、これは社会資本整備審議会令第7条第6項によりますと、部会長があらかじめ指定することとなっております。ただいま私が皆様方から部会長に指名されましたので、私から部会長代理を指名させていただくことにさせていただきたいと思います。

大変お忙しい中、恐縮なんですけれども、〇〇委員に部会長代理をお願いしたいと思います。これは指名でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、先ほど〇〇部長よりお話がありましたように、官公庁施設部会の事業評価小委員会の設置につきまして、資料のご説明をお願いしたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、部長のごあいさつとも多少ダブりますが、小委員会の設置についてご説明させていただきます。

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価ですが、これは平成10年から実施しております。従来から、その評価の手法につきましては、学識経験者の先生方の意見をお伺いしながら作成してきたところでございますが、個別事業の評価につきましては行政部内で評価をさせていただき、学識経験者の先生方の意見は伺ってこなかったというところでございます。

昨今、公共事業の効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図ることが強く求められております。このため、官公庁施設部会のもとに事業評価小委員会を設置していただき、個別事業の評価をお願いすることとしたところでございます。

なお、個別事業の評価をいただくという性格上、比較的少数の先生方で集中的な審議を行う方式、すなわち小委員会の方式を提案させていただいております。その小委員会の設置につきまして、事務局で資料2と3を用意させていただいておりますので、それをご説明させていただきます。

まず、資料2でございます。これは官公庁施設部会の運営規則（案）でございますが、部会長が定めるというものの案でございます。

まず、第1条で、（小委員会の設置）、官公庁施設部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

2項で、小委員会の議決は、あらかじめ部会の上承がある場合又は部会長が適当と認める場合には、部会の議決とすることができる。

第2条で、小委員会に属すべき委員は、官公庁施設部会に属する委員等のうちから、官公庁施設部会長が指名する。

第3条、第4条以下、召集、職務の代理、さらに4条で、審議会の運営規則を準用させていただきますが、次のページをごらんいただきますと、その準用では、(委員等以外の者の出席)、(議事録)、さらに(議事の公開)等について、必要な事項を定めさせていただきます。

続きまして、資料3、事業評価小委員会の運営について(案)というものをご説明させていただきます。

2つの事項を定めておりまして、まず1つは、(委員の任期)でございます。

小委員会の委員の任期は、2年とする。

委員は、再任されることができる。ただし、6年を限度とする。

ということで、個別事業の評価という性格上、あまり任期が長期にわたらないという趣旨でございます。

次に、第2、小委員会は、委員の3分の1が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

小委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの小委員会の設置の規約等について、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいようでしたら、資料2の運営規則(案)のとおりに決定いたし、事業評価小委員会を設置すること、さらに、資料3の事業評価小委員会の運営について(案)のとおり決定するということについて、お諮りいたします。

ご異議ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、小委員会の設置と運営の仕方をご了解いただいたということで、進めたいと思います。

今の資料2で、(小委員会の委員)というのがございます。小委員会の委員については、官公庁施設部会の運営規則によりまして、官公庁施設部会長が指名することになっております。事務局から委員名簿の案をご紹介いただきたいと思います。

皆様のお手元に、事業評価小委員会委員の案でございます。当部会の委員の中から事業

評価小委員会の委員を、今お手元にお配りした資料のとおり指名したいと思います。よろしく願いいたします。これも指名でございますので。

この中で、私が委員長、委員長代理には、〇〇先生にお願いしたいと思います。これもよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事次第の一つでございます、事業評価小委員会の設置と委員の指名については、ただいまの資料のとおり決定したいと思います。

次に移りまして、最近の官庁営繕行政における主要施策ということについて、これは報告事項でございます。議事次第の5でございます。事務局のほうからご報告をお願いしたいと思います。

【事務局】 計画課長の〇〇でございます。報告させていただきます。

資料4をごらんいただきたいと思います。主要施策ということで紹介いたします。開いていただいて、右側の1ページをごらんいただきたいと思います。ご存じかもしれませんが、まず、官庁営繕の役割ということで簡単にまとめております。官庁営繕の役割というのは、1ページの上の半分、下半分と2つございまして、1つ目は、上半分にあります官公庁施設に関する指導及び監督業務、それと、下半分にあります建築物の整備という、2つの業務を行っております。

まず、上の指導及び監督業務ですけれども、これは国の建物すべてを対象としております。4本柱があります。1つ目は、建替えや修繕の計画書を営繕計画書と申しておりますけれども、これに対して技術的な意見を各省各庁へ送付するというものです。2つ目は、位置・規模・構造など国の建物の基準を設定して、その実施に関して勧告を行うというもの。3つ目として、危険庁舎等の改築・修繕を勧告するというもの。4つ目としまして、現在使用している建物をできるだけ長く使うということのために、維持管理ですね、保全の基準を設定し、また、その勧告を行い、さらに実地において指導を行うという業務を行っております。

2つ目が、下半分にあります、国の建物の整備ということでございまして、これに関しましては、右側の白抜きのところにあります特殊な施設、議事堂ですとか刑務所、防衛施設などを除きました、左側の合同庁舎や一般庁舎、研修施設などを整備するという役目を担っております。

次に、あけていただいて2ページ目でございます。施策を4つ紹介させていただきます。

1つ目は、防災拠点となる官庁施設の整備ということで、整備事業の一つとして行って

いるものでございます上の青いところの2つ目の「・」のところにありますが、平成18年の耐震改修促進法に基づく告示などに基づきまして、整備目標を立て、整備を行っているものでございます。

目標は、その下に赤い字で書いてありますけれども、災害応急対策活動の拠点であること及び来訪者などの安全確保という観点から、平成18年にスタートしまして、平成27年度までの10年間で耐震化率9割を達成するという目標を立てて整備を進めてきております。

その下に、現状、21年度末とありますが、78%という達成率となっております。

左下に写真が載っておりますけれども、これは阪神・淡路大震災の際の、神戸第2合同庁舎の被災例ということで、建築基準法は満足していたため、建物が崩壊して人命の安全を損なうということはなかったんですけども、内部が崩壊したり、設備がだめになったりということで建物を使用することができなかった。そのため、中にいました海上保安本部は業務ができずに、船から指揮命令を図らなければならなかったという障害が生じたということです。そのため、災害応急対策活動を行う施設については、建築基準法以上の割り増しを行った上で整備を行うということにしております。

3ページをご覧くださいますと、防災拠点となる官庁施設のイメージを載せております。このような形で、例えば活動拠点室の性能確保ということだけではなくて、拠点室へ向かう活動通路を確保したり、さらには、ライフラインが途絶したときの電気や通信などの建築設備機能を維持するということも目標として整備をしております。そのために、右下にありますように、免震や制振技術を採用した改修なども行ってきております。

4ページ目は、2つ目の施策でございまして、これは指導監督業務の一つとなりますが、官庁施設ストックの有効活用ということでございます。先ほど指導監督業務の中の4本柱の一つとして、一番最後に申し上げましたけれども、国土交通省の官庁営繕の役割として、各省各庁が実際に行う保全や定期点検に対して保全指導を行います。いろいろ技術基準類を整備して支援したり、講習会を行ったり、現地に赴いての現地指導などを行っております。

ただ、現状は、右側にありますように、ますます古い建物が増えてきている状況にございます。そうした中で、なかなかすべて建替え整備を行うという状況にはありませんので、計画的な保全・修繕が必要となってきております。そのために、下のほうに書いてございますけれども、予防保全を計画的に行うということを考えまして、劣化進行メカニズムを

踏まえた適切な補修時期を予測する手法を検討していきたいということで、現在調査を進めているところでございます。

次に、5ページを見ていただきたいと思います。3つ目の施策としまして、木材の利用促進ということでございます。前回の通常国会において、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が成立いたしました。この法律の目的は、1のところにありますように、木材の利用の促進に関する施策を総合的に行うことによって、林業の健全な発展、森林の適正な整備につながる。これが目的でございます。そのために、2番のところ、国の責務として、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努力するということを掲げております。

その責務のために、3番のところに挙げておりますが、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めることとしております。農林水産大臣と国土交通大臣、林野庁と官庁営繕が主体となって基本方針を策定することとしておりまして、現在、各省協議が終わって、パブリックコメントを実施して広く意見を集めているところでございます。集めた後、取りまとめまして、秋には基本方針を策定する予定としております。

その中で、大事な一番のポイントとなるところが、3番にオレンジ色で書いてありますように、公共建築物における木材の利用の目標を立てるということでございまして、現在のところ、吹き出しのところにありますように、比較的木造化が容易な低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るという旨を規定する予定です。

また、ここには法律事項ではないので書いておりませんが、公共建築物について、特に木造の官庁施設について、計画及び設計の基準を今年度中に作成することとして、現在検討を進めているところでございます。国の建物の基準ということですが、地方自治体でも広く活用いただけるものになるように留意しつつ、作成しているところでございます。

次のページをあけていただきますと、これまでも官庁施設において木材を利用してきたという事例を挙げております。ただ、現実には、木造化というものはなかなか難しい状況がございまして、その中でも、特に内装に木材を活用して整備をしてきたという事例を挙げております。また、少数でありますけれども、その下のほうに、構造体に木材を利用した施設を紹介しております。

今後は、より積極的に木造化、または内装の木材利用を図っていきたいと考えております。現在設計中ではございますけれども、試験研究施設の事務棟、これはRC造で計画し

ていたものですが、木造にかえて設計を進めているところでございます。

次に、7ページでございます。4番目の施策として、環境負荷低減への取組でございます。官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減ということを考えております。計画から廃棄までを通じた環境負荷の低減に配慮するというので、新築の場合には、当然のことですけれども、環境技術の積極的な採用ということで、いわゆるグリーン庁舎として、すべて整備を行っております。また、その際には、再生可能エネルギーの導入ということで、太陽光発電設備なども設置してきております。

また、右側にありますが、改修の場合、これは老朽更新という時期が来たものに限られますけれども、そのような場合には、更新する機器に関しては環境負荷低減効果の高い機器を導入するというので、実施してきております。限られた予算でありますけれども、可能な限り環境負荷低減に配慮していきたいと考えております。

以上、施策ですけれども、参考までに、現状の霞が関一団地の状況について、簡単にご紹介しております。8ページでございます。かなりの建物について、右側の黄色い吹き出し、左側にもありますが、黄色い吹き出しが耐震改修を行った建物でございまして、例えば、皆様が現在いらっしゃるこの第3号館ですけれども、平成14年に免震改修を使いながら行ってきております。それ以外にもたくさん免震改修、耐震改修を行ってきております。

また、青い吹き出しが左側に3つあります。これはPFIによる整備ということでございまして、一番下の吹き出しが中央合同庁舎7号館、コモンゲートという名前になっておりますが、これが最初期のPFI事業による合同庁舎でございます。真ん中左側にある新議員会館についても、PFIで官庁営繕が整備を担当いたしまして、この7月に入居ということになりました。引き続き旧庁舎の解体と外構整備を続けて、また、運営についてもPFI事業として続けていくことになっております。

中央合同庁舎8号館についてもPFIということで、具体的には、次の9ページをごらんいただきたいと思います。中央合同庁舎8号館、これは現在、内閣府があるところなんですけれども、今年2月に契約を行いまして、内閣府や総務省の分散した機能を集約して整備するというので、現在、SPCが設計を行っているところでございます。

右側の半分のところは、先ほど説明しましたこの建物、3号館ですが、建物を使いながらの免震改修ということで、日本でも最大規模の免震改修ではないかと思っておりますが、それも含めていろいろと整備をしてきているところでございます。

簡単ですけれども、最近の施策等について説明をさせていただきました。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ただいま計画課長のほうからご紹介がありました、最近の官庁営繕行政ということで、前段の大きな4項目に分けられた取り組みと、今、進行されている霞が関一団地の事業計画という点でございます。

このご紹介につきまして、何かご質問もしくはご意見等ございますでしょうか。ぜひ自由にご発言いただければ。どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 質問ですが、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律について、前回の国会で通ったということですが、私も詳細を知りませんが、この法律は一応、閣法で出されたものなんですね。

【事務局】 もとは閣法で、自由民主党からの対案が出まして、それを合体した形です。

【事務局】 議員修正がされたということです。

【〇〇委員】 そうしたら、その背景事情と、なぜ木材なのかというあたりを教えてくださいたいということと、それから、この種の法律は、ベーシックなところで申しわけありませんけれども、実は計画を、基本方針をつくって体制整備して云々ということなので、法律でなければならない、あるいは法律であることの具体的なメリットというのはどういうところにあるというふうにお考えになっているのか、行政としてのご見解を伺いたいというのが1つです。

最初の1つと今の1つで2点です。お願いします。

【部会長】 これは質問ということで、お答えいただければ。

【事務局】 まず、背景ということで、日本の森林資源ですけれども、大体戦後に植林されたようなものが非常に多いんですが、これが50年以上たっていて、相当に資源として活用できる状況になっている。ただ、木材の価格が下がっているとかそういうことで、木材の国産材の利用というものがなかなか進まないということで、施策としては、林野庁独自でやっている森林そのものの整備の施策というものも非常に重要だということと、特にこの法律では、需要側、川下側といいたいでしょうか、木材を川下で使うところをやらなければならない。特に公共建築というのは、皆さんよく注目を集めるようなところですので、象徴的な意味もあるんですけれども、公共建築の分野で木材をできるだけ使っていこうと。それをお手本として皆さんに見ていただいて、木材の利用を促進して、先ほどの案にもありますけれども、林業の健全な発展だとか森林の適正な整備ということを目的とし

た法律ができたということでございます。

それから、何で法律なのかと。これはなかなか難しいですけど、特に今回の場合は、国の施設で、ある一定の木造化が容易な低層な部分については、法律で木造で整備しなさいということになりますので、ある程度、法律にすることによって確実に木造化が進むだろう、それによって民間とかそういうところにも波及効果が出ていくということで、法律化がなされたということでございます。

【事務局】 ちよつと補足をさせていただきますと、もともと林野庁と私どもが共管の法律でして、どちらかといいますと、林野庁主体で検討が進んできたというところがございます。それに、私ども公共施設の整備ということで、木材の利用が非常に重要になってきますので、それで共管という形になっております。

法律自体のたてつけといたしましては、例えば森林法の特例でありますとか、あるいは林業・木材産業改善資金助成法という林野庁の系統の法律ですけども、これの特例でありますとか、あるいは国有施設の使用について特例が入る。そういうところで法律事項を構成している、そんな法律でございます。

【部会長】 よろしゅうございますか。

【〇〇委員】 ということは、行政主導で、木材が余っているから何か使わなきゃいかんと。使う人は公共施設だろうというような感じですかね。

【事務局】 ここは非常に、民主党、現政権になってから、当然、政治主導でいろいろご指導いただきながらというところがあります。それと、まず国会議員の先生方の、そもそも農林水産省のほうでも、政務三役のご指導もあって法律化を行ったというようなところもありますし、あと、法律を内閣で提出した後に自民党の対案も出て、相当大幅な議員修正が行われているというところがございます。

したがって、行政と、まさに政治の動きと協力して法案ができています、そんなことかと理解しております。

【部会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 1つ質問ですけども、これは国内の林業の健全な発展なので、使用する木材は国内の木材というのを優先的に、あるいはそれに限定してというリマークがつくんでしょうか。

【事務局】 それは、考え方としては、国産材をできるだけ使ったほうがいいという考え方はありますが、ただ、WTOとかそういう原則はありますので、法律上はそれは入っ

ておりません。

【〇〇委員】　　ということは、逆に言うと、輸入材が増えるだけというケースもあるわけですか。

【事務局】　　それは、法律よりも、まさに考え方として、国産材ができるだけ使われるような方策を具体的に、ここはまだ今後ということになりますけれども、いろいろと考えさせていただくということかと存じます。

【〇〇委員】　　わかりました。

【部会長】　　よろしゅうございますか。

ちょっと私から。今の木材の利用について、パワーポイントでいくと5ページだと思うんですけども、先ほど計画課長からお話があった、この吹き出しの部分が、今後の行政的な扱いになるといろいろ硬直化するのではないかという危惧を私は持っていて、今の吹き出しで書かれている文章をそのまま読むと、原則としてすべて木造化を図るということで、何か強制的というか、つまり、低層の建物はすべて木造でつくるというのは、ちょっと狭い解釈に行き過ぎるのではないかと。

この文章そのものが、「比較的木造化が容易な」というのは限定句として読むのか。一般的な言葉として、低層の建物はみんな容易だからというふうに読まれると、言ってみれば、今、木造3階建てまでできると思いますが、3階建ての建物はすべて木造でやれというふうに硬直化する傾向が生ずるのではないかと非常に危惧するんですね。ぜひそういうことのないような運用を図っていただきたいというのが私の意見でございます。

【事務局】　　今の点ですけれども、法律は、一般的な書き方なんですけれども、今ここにあります基本方針というのをつくるということで、各省協議をやりまして、先週の8月14日からパブリックコメントというのをやっております。もう既に、基本方針の案につきましてはパブリックコメントで公表されていますけれども、ここで言う、比較的木造が容易というのは、今、先生のおっしゃった3階建てとか、法律上、耐火建築物にしなくていいものと、通常ですと3,000平米の3階建て以下といったものを含めて、低層の公共建築というふうに言っております。

原則すべてといっても、次のページの上の青いところがございまして、2行目のところに、中高層の施設や災害応急対策活動に必要な施設など木造化が困難な施設を除き、低層については原則すべて木造化という趣旨のことが基本方針のほうに書かれておりますので、3階以下だったら全部木造ということではない。あくまで木造化が難しいものは除

くけれども、原則はすべて木造化をするという趣旨でございます。

【部会長】 多分これを読まれると、3階建てで、いわゆる面積制限がかかったものは、木造じゃないものをつくると、これはだめだと言われることはないでしょうかというのが私の意見で、そういったような、あまりにも硬直化した運用がなされる法律体系というのにしないようにと。

多分これは、2の国の責務というところにあるのが、この文章そのままだとすると、一種の努力義務法ですよ。それがいつの間にかここで、なければならぬという義務法に読みかえられるというのが、私は非常に危惧する点でございますので、そういうことのない運用をお願いしたいという趣旨でございます。

【事務局】 重々注意して対応していきたいと考えております。

【〇〇委員】 規定というのは、どこのレベルで規定するんですか。あまりそんな心配は多分、理屈の上ではないと思いますけれども、要するに、別に法律でなくていい話で、基本方針ですから。

基本方針で定める事項の中に、ちょっと目標というのがあって、それを厳し目に文言としては書くということだから、義務づけじゃないですよ。

【事務局】 基本的に努力義務ということになります。

【〇〇委員】 その規定というのは、下位規範といいますか、別の法律のところで、具体化する法律でどう書くかという問題が別途出てくるかと思えますけれども、基本的にはそのようなことはない。

ただ、今の話で思うのは、法律は日本語で書いてありますよね。そうすると、例えば、「べきである」と書いてあるとすると、「べきである」から「べきである」、義務であるというふうに読みかえられるというか、分からないで読みかえてしまって、それが圧倒的多数になって義務づけられるという現象がよくあって、結構気をつけたほうがいいなというか、行政の負っているリスクだなと私は思いますけれども、それは政治主導であったり、あるいは、パブコメの話もありましたけれども、必ずしも素養のある人ばかりじゃないので、こういうつもりでつくっているというのが通用しない時代になっていて、実質的に動くと全然違う結果が出てくるということは、私、最近よく経験したものですから、なかなか予測しがたい時代に入っているなと思ってまして、ですから、規定の仕方も気をつけて、高等戦術で書くようにしていかないと、今後は結構危ないなと思っております。

【事務局】 ありがとうございます。〇〇先生と〇〇先生のご指摘のとおりでして、た

だ現実としては、まさに木造の公共建築物が現状では非常に少ないという状況が一方にはございますので、当面、私どもとしては、まず、この基準づくりといたしますか、どういうふうな設計をやっていくかということから取り組んでいくということですので、今の両先生のお話も十分踏まえて、やらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかの項目等も含めて、何かご意見は。

【〇〇委員】 今の項目の件ですけれども、ご心配であれば、当面とか、10年とか、5年ぐらいとか、入れるというのも一つの手かもしれません。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに。〇〇さん。

【〇〇委員】 今の点については意見だけ申し上げておきますけれども、本質的に、ここに書いたことが公共建築物における木材の利用を阻害しているかということ、これもそうかもしれませんけれども、リードタイムというんでしょうか、要は、〇〇先生がご心配になるような比較的大きな規模の建物ですと、木造住宅のような部材とは違いますので、特殊部材ですので、そうすると、来年欲しいということと言わないと実は材料が調達できないけれども、単年度主義であるとか、あるいは予算の仕分けとか、あるいは将来の見通しができなかつたりすると、1年後に必ずこれをつくりますということがお約束できない財政状況ですね。

そこはそういうことですよということは、皆さんのほうから重々ご説明しておかないと、またしばらくして、こういうものをつくったのにだめじゃないかと、お叱りを受けるのは皆さんですので、そういう調達上の制約をほんとうにやるんだったら、含めてやる必要があるんだということは説明されたほうがよろしいのではないかと思います。

あと3ページの図ですけれども、全くごもつともですが、細かいことですが、この図の中で自家発が地面より下にありますけれども、一方では、気候変動がどうやら始まっていて、かなり短期間でこういったドライエリアとか地下が水没するリスクというのは、基準がないですけれども、高まっておりますので、こういうのがどこかに出回るとすれば、そこら辺を配慮されたほうがよろしいのではないかなと思います。

あと、後ろのほうで、耐震改修その他の事例が出ておりますけれども、たまたま挙がった事例で、この3号館もそうですし、隣の外務省もそうなんですが、その際に、一気に、

おそらく営繕側としては、耐震改修を機会にすべて改修されるおつもりがあったんでしょうけれども、結局、いつか手を入れなきゃならない。つまり、また足場をかけてやるニーズがある。

また、外務省に至っては、たしかつい最近、どこかに移転して整備したはずなのにもかかわらずネットがかかっている状態で、国の全体の投資を考えると、長期的に見れば、2度、3度足場をかけるようなことをしている事例等々もありますので、ある程度長期的な観点から見て、やらないんだったらしようがない、やる場合であれば中途半端なことをしないというようなことは、今後、必要だろうなと思う次第でございます。以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。先生の後段の指摘は、確かにいろいろ今後の見直しにもかかわることだと思いますので、省庁間の連絡をよくとるということをお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。特にグリーンエネルギー関係がございまして、〇〇委員、よろしゅうございますか。

【〇〇委員】 特に発言はないです。重々わかっております。

【部会長】 ほかに何かコメント等、ぜひこの機に、最近の官庁行政ということで。

もう1点よろしゅうございますか。いろいろな官公庁の施設の整備だとかに関して、地方公共団体にどう流すかという点ですけれども、現状、地方公共団体の技術レベルを見ると、なかなか自分たちでできない地方公共団体も、ないということは否定できないと思います。かなりの地方公共団体が、自分たちでなかなか主導的な施設維持ができない。

それに対して、この部会は官公庁ということで、特に国の持っている機関の整備事業に話がわりと集中しているんですけども、地方公共団体の持っている公共施設に対する皆様方の配慮という点については、何かお考えがあるんでしょうか。

【事務局】 私どもは国の建物が主務ですので、地方公共団体に対しての指導はできないんですが、ただ、営繕担当の主管課長会議ということで、都道府県、政令指定都市の営繕担当課長さんに集まっていたいて、討議をしたり、情報提供をしたりということは毎年行っておりますので、そういう場を使いまして、技術な情報交換、相談に乗ったり、みんなで討議をしたりということをして全体的にレベルを上げていきたい。そのためにそういうことを行っているところでございます。

【部会長】 わかりました。それぐらいにやっぱり限られちゃうということでしょうかね。

【事務局】 やはり枠組みということですが、組織の形の上からいうと、私たちが直接的にやるというのは現状では難しいというのが実態でございます。先ほど計画課長からお話をさせていただきましたけれども、いろいろな会合、定期的な会合としては、先ほど申し上げましたように、主管課長会議というのが設けられています。これについては、合同でいろいろ、自治体とあわせて検討もさせていただきますし、逆に言えば、ちょっと僭越ではございますが、誘導もさせていただいております。できるだけそういった形で、技術の移転なり、そういったことも含めてやっていきたいと考えております。ただし、そのレベルはあくまで県、政令市レベルなものですから、それ以下の部分については、各県のほうで、それぞれ管内の市町村等をご指導いただくざるを得ないなと思っております。

もう一つは、自治体の職員さんの技術力の面という部分で、実は本来の所掌範囲から若干出ているんですが、私どもの研修機関において、技術的な部分も含めて、多人数ではできないんですけれども、自治体からも参加できるような研修の枠組みはつくってございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そろそろ予定の時間でございますので、しばらくぶりでございます官公庁施設部会、このあたりで終了させていただきたいと思っております。何か特段ご意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうから、事務連絡等ございましたらお願いしたいと思っております。

【事務局】 熱心なご議論をいただき、まことにありがとうございました。本日の議事の詳細につきましては、委員の先生方にご確認をいただいた上で、ホームページで公表させていただくことを予定しております。

部会終了後、休憩を挟んで、5時から引き続き、ただいま設置していただきました事業評価小委員会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【部会長】 以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —